

宇都宮労働基準監督署

Press Release

報道関係者 各位

令和3年5月12日

【照会先】

宇都宮労働基準監督署

副 署 長 森田 祐一

安全衛生課長 山田 和昭

電話 028-633-4251

令和2年の死傷者数が過去20年間で最多！

— 宇都宮労基署管内の休業4日以上労働災害発生状況（確定値） —

宇都宮労働基準監督署(署長 ^{たかはし ひろむ}高橋 拓)管内(宇都宮市・さくら市・那須烏山市・高根沢町・那珂川町の3市2町)で、令和2年(1月～12月)に発生した休業4日以上労働災害による死傷者数は、前年比39人(7.2%)増の577人となり、3年連続の増加となるとともに過去20年間(平成13年以降)で最多となりました。

また、死傷者のうち死亡者数は4人で、前年比1人減となりました。

なお、詳細は下記のとおりです。

【別添1参照】

記

1 令和2年の労働災害(休業4日以上)の概況【別添2参照】

(1) 業種別

業種別の最多は第三次産業の331人(全産業の57.4%)、続いて製造業105人(全産業の18.2%)、道路貨物運送・貨物取扱い業59人(全産業の10.2%)、建設業56人(全産業の9.7%)となっています。

なお、第三次産業における死傷者数331人は、過去最多の人数となっています。

(2) 事故の型別

事故の型別の最多は「転倒」162人(全体の28.1%)、続いて「はさまれ、巻き込まれ」80人(全体の13.9%)、「墜落・転落」79人(全体の13.7%)、「動作の反動・無理な動作」76人(全体の13.2%)となっています。

なお、転倒による死傷者数162人は、過去最多の人数となっています。

(3) 年齢別

被災者の年齢別では50歳以上が291人と全体の半数以上(50.4%)を占めています。(うち、60歳以上は139人、24.1%)

2 今後の労働災害防止対策のポイント

令和2年の労働災害の発生状況を踏まえ、以下の取組を重点的に推進します。

- (1) 管内の各労働災害防止団体(26団体)と連携し、管内の事業者に対して「**宇都宮労働基準監督署管内STOP！労働災害2021**」の各種取組を促進します。**【別添3参照】**

なかでも、労働者の安全行動意識の向上と維持を図るため、『私の安全行動宣言』カードを活用した、安全行動宣言の表明と作業開始前などでの独自唱和を行う運動の推進を図ります。

取組の展開にあたり、5月14日(宇都宮市文化会館第一会議室午後2時より)、労働災害防止団体長連絡会議を開催し、実施要綱などの周知を行います。

周知の展開にあたっては、宇都宮労働基準監督署HPでの掲載、6月11日に宇都宮市文化会館小ホールで開催予定の令和3年度宇都宮地区安全大会(主催:(一社)宇都宮労働基準協会)、その他あらゆる機会を通じて行います。

- (2) 転倒災害の減少を図るために「**STOP！転倒災害プロジェクトin栃木**」の取組を、あらゆる機会を捉え業種横断的に促進します。**【別添4参照】**
- (3) 高年齢労働者(当署としては50歳以上)の労働災害を防止するために「**エイジフレンドリーガイドライン**」(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)の取組による職場の課題の洗い出しと改善に向けた取組を促進します。**【別添5参照】**
- (4) 「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止**」に向けた取組について、あらゆる機会を捉え業種横断的に促進します。**【別添6参照】**

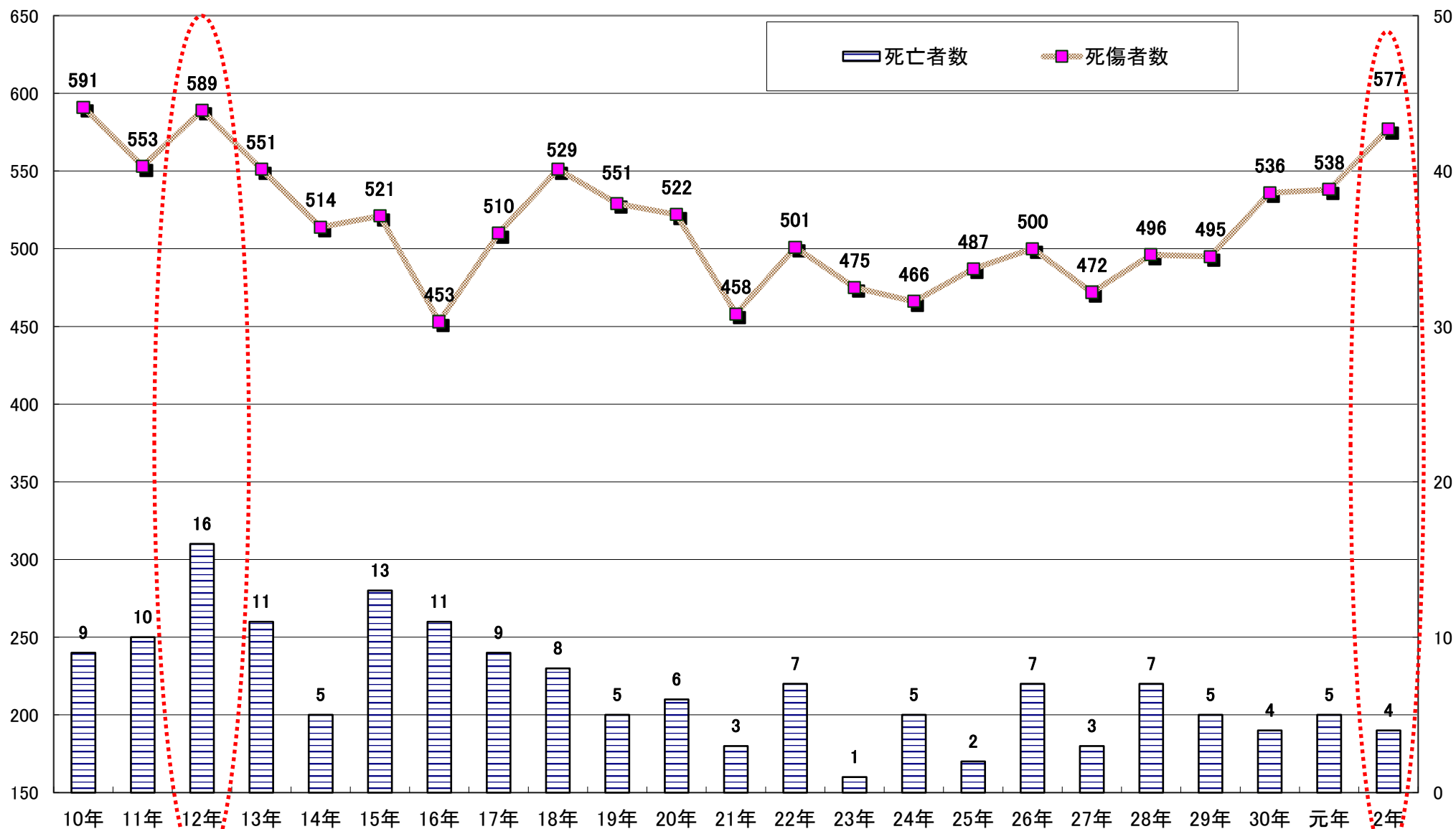
3 添付資料

- 別添1 宇都宮労働基準監督署管内における労働災害の推移(H10年～)
- 別添2 労働災害発生状況(令和2年確定値)
- 別添3 「宇都宮労働基準監督署管内STOP！労働災害2021」実施要綱概略版
- 別添4 「STOP！転倒災害プロジェクトin栃木」(リーフレット)
- 別添5 「エイジフレンドリーガイドライン」(リーフレット)
- 別添6 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！(リーフレット)

宇都宮労働基準監督署管内における労働災害の推移(H10年～)

4日以上休業死傷者数

死亡者数

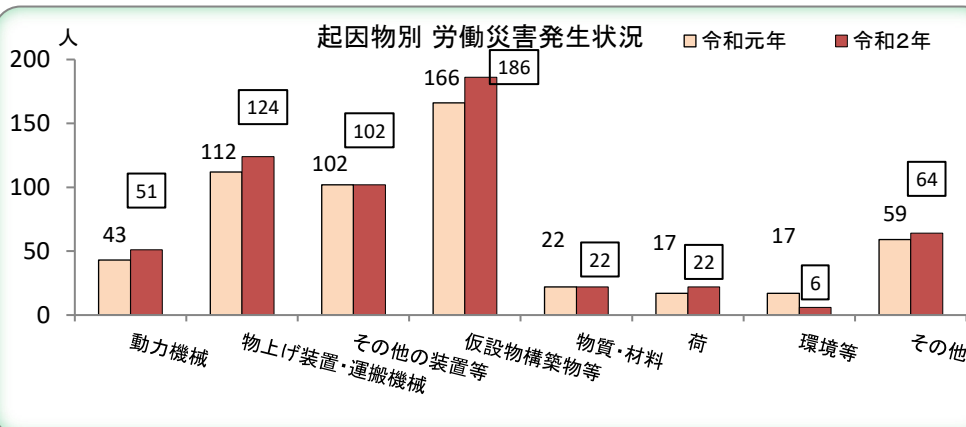
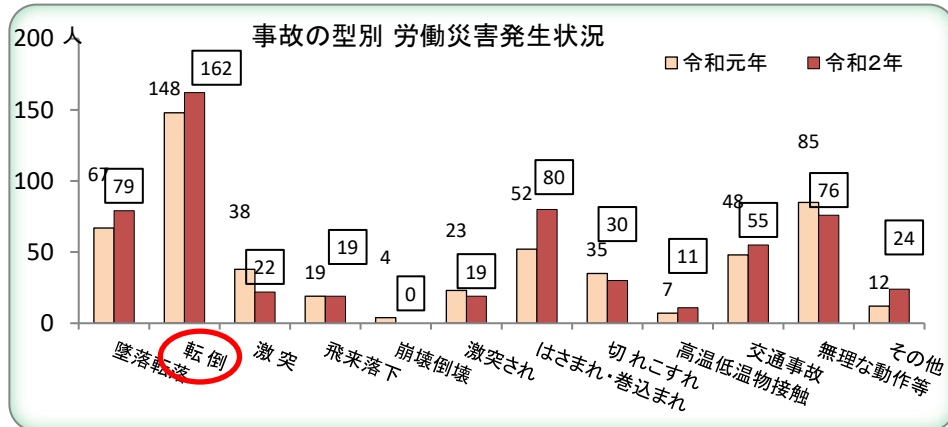
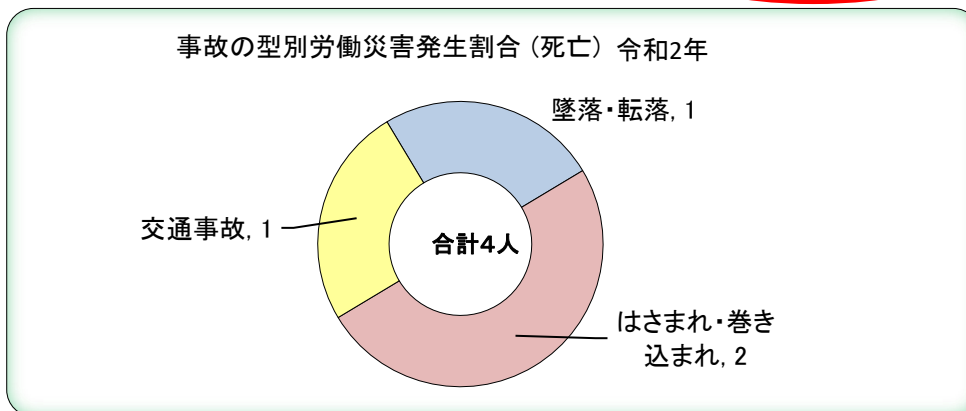
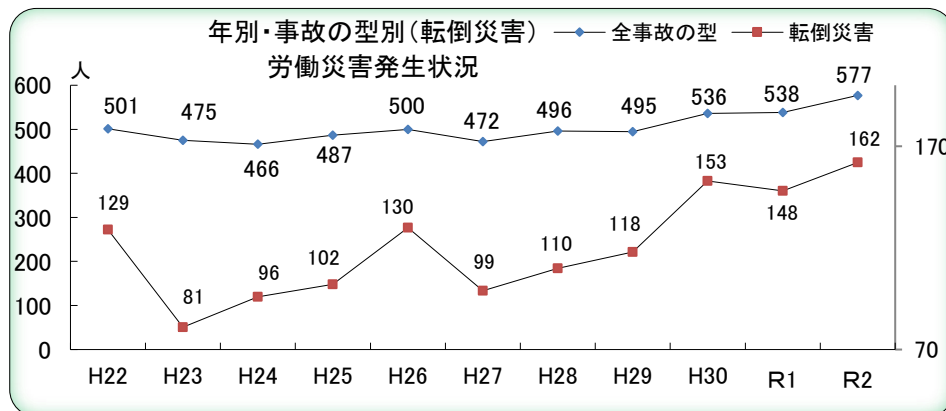
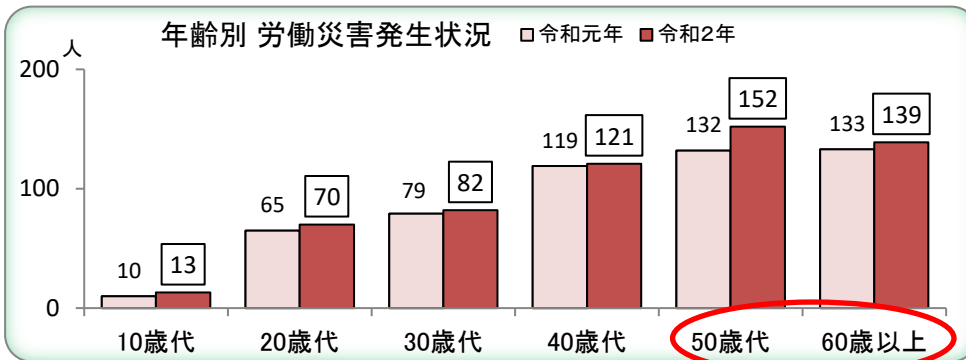


労働災害発生状況（令和2年確定値）

別添2

宇都宮労働基準監督署

区分	令和元年		令和2年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	538	5	577	4	+39	+7.2
製造業	104		105	1	+1	+1.0
建設業	45		56		+11	+24.4
道路貨物運送業	47		59		+12	+25.5
陸上貨物取扱業						
林業	1		4	3	+3	+300.0
第三次産業	317	5	331		+14	+4.4



STOP！労働災害2021 実施要綱概略版

1 気運の醸成・意識の向上のため

- ・主催者は、本運動を広く周知するため「安全文化推進運動2021ポスター」を作成、配布します。
- ・主催者は、本運動の気運の醸成を図るため、6月に「産業安全大会」、9月に「労働衛生大会」を開催します。

2 関係団体等における推進のための連絡会議の開催

- ・本運動の円滑な推進を図るため、労働災害防止団体等連絡会議を開催し、意見・情報交換を行います。

3 安全安心な職場作りの形成のために

- ・労働災害の実情を分析して適切な時期(安全週間、労働衛生週間、年末年始、熱中症予防等)での職場の一斉点検、巡視、安全ミーティングなどの実施を提案し、定時的な活動を推奨します。
- ・労働災害が発生した事業者に対しその結果を対策書として提出を求めることにより、同種災害の再発防止に繋げるとともに、運動の趣旨、内容を理解して頂き、運動への積極的な参加を促します。
- ・法令改正や労働災害の動向に対応した安全衛生セミナーを開催し、事業場の安全衛生担当者を支援します。

4 労働災害防止活動の強化のために

- ・労働災害の傾向を分析すると、その防止対策として全業種に共通する事項と業種毎に特徴的な事項があるので、それぞれの事業場で実施すべき労働災害防止活動の重点事項を提案します。
- ・本年度は特に、高齢労働者対策および転倒災害防止対策、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組についての周知啓発を積極的に展開します。

5 参加事業場等の取組・報奨

- ・「STOP！労働災害」を実行するために各後援団体の代表者による取組み表明を行い、会員事業者へ周知するとともに、宇都宮労働基準監督署に掲示します。
- ・各事業者は、「安全文化推進運動2021ポスター」を事務所内の目立つ箇所に掲示し、労働災害ゼロに向けた自主的安全衛生活動の促進に努めます。
- ・各事業場の労働者は、「私の安全宣言カード」を活用し、本カードに守るべき安全行動の記載と家族や大切な人の写真を貼り、これを携帯して朝礼時や作業開始前などに自らの宣言を唱え、安全意識の維持向上に努めます。
- ・本運動に取り組んでいる中小企業(労働者数10人以上100人未満)が、一定の「無災害記録日数」を達成した場合、中央労働災害防止協会の「中小企業無災害記録証授与制度」の利用申請を勧奨します。

6 運動の周知・広報

- ・各種会議、会合、安全パトロール等のあらゆる機会を活用し、本運動の周知・啓発を図ります。
- ・本運動に関する実施要綱及び「私の安全宣言カード」については、栃木労働局(宇都宮労働基準監督署からのお知らせ)及び宇都宮労働基準協会のホームページに掲載する等、インターネットを活用した周知・広報を図ります。

栃木労働局 <http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

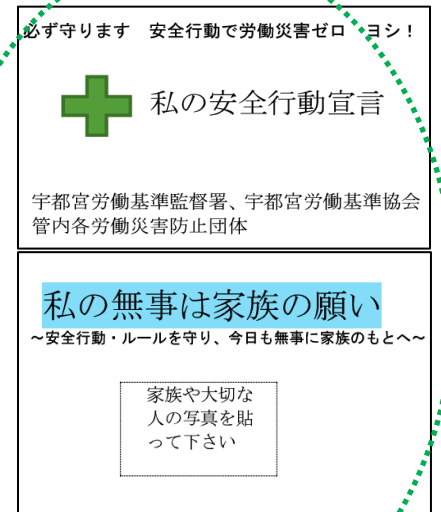
宇都宮労働基準協会 <http://www.u-rokikyo.or.jp>



【ポスターデザイン】



【後援団体の代表者による表明書】



【私の安全宣言カード(上:表面 下:裏面)】



ロゴマーク(上)
イメージキャラクター(右)

STOP！ 転倒災害 プロジェクト in 栃木



「滑り」・「つまずき」・「踏み外し」などの転倒リスクの高い場所・物

【場所】(水・油など)ぬれた所、階段、段差・凹凸、片づけられていない所

【物】台車(キャスター)、コード、コーナー(角)、粉、
(タイヤ止めなどの)突起物、放置物、マンホールの蓋・グレーチングなど

滑りにくい靴の使用
(動摩擦係数0.2以上)

滑りにくい床に改善
(作業環境の改善)

視界良好・足元ヨシ！
(指差呼称)

整理・整頓・清潔・清掃・しつけ

つまずき(危険箇所)の見える化

転倒危険！



墜落・転落危険！



腰痛危険！



災害危険！



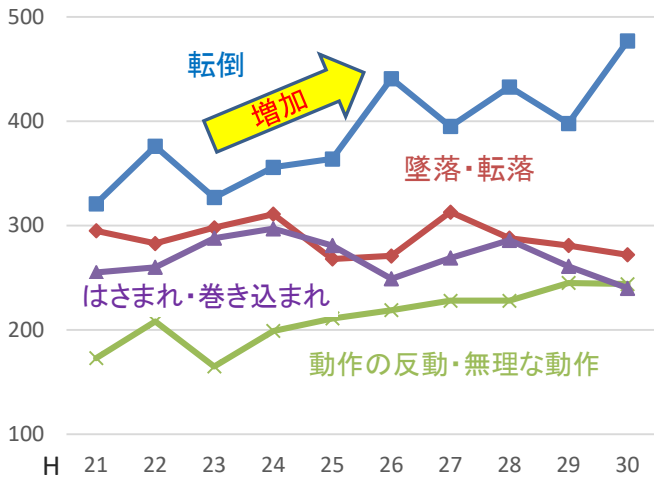
栃木労働局・労働基準監督署



転ぶことを軽く考えていませんか？

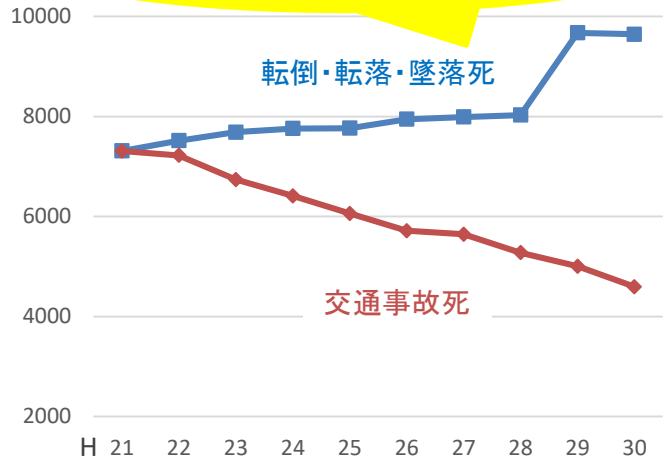
～いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる **STOP!** 転倒災害～

主な事故の型災害発生状況



出典: 厚生労働省 労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

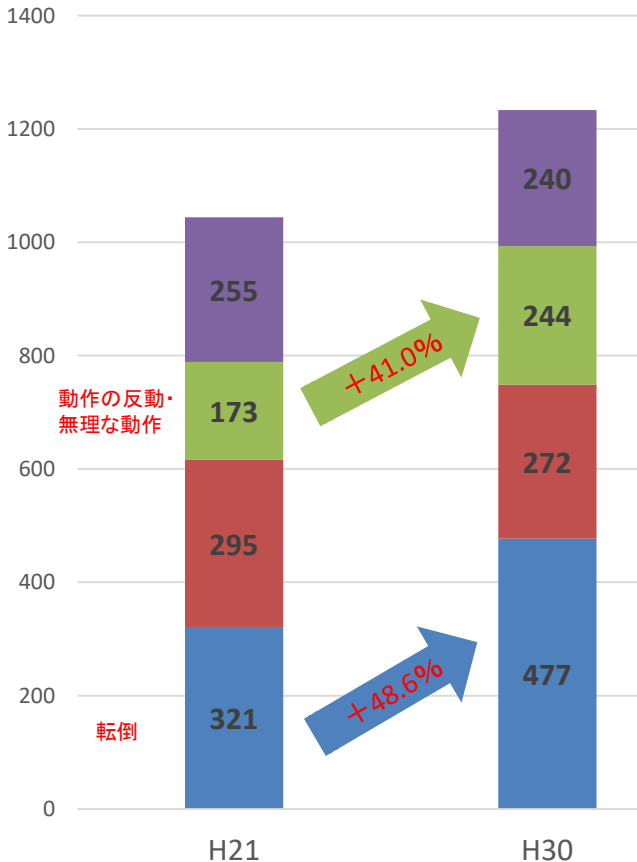
転倒・転落事故による死亡者
> 交通事故による死亡者(日常生活)



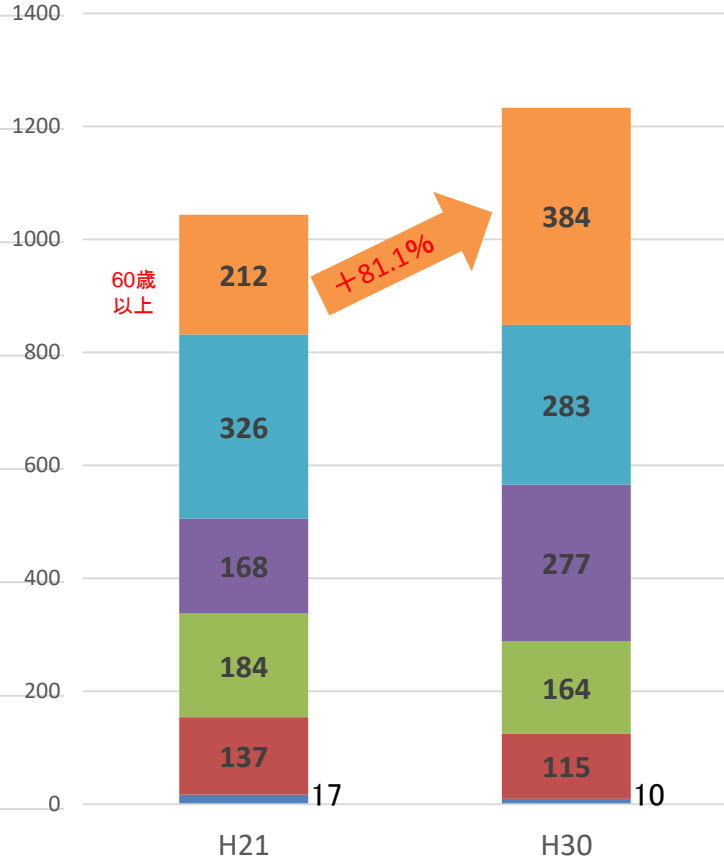
出典: 厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

「転倒」・「墜落・転落」・「はさまれ・巻き込まれ」・「動作の反動・無理な動作」の比較(H21・H30)

事故の型の比較



死傷者の年齢層の比較



■ 転倒 ■ 墜落・転落 ■ 動作の反動・無理な動作 ■ はさまれ・巻きこまれ

■ 15～19歳 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約**2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

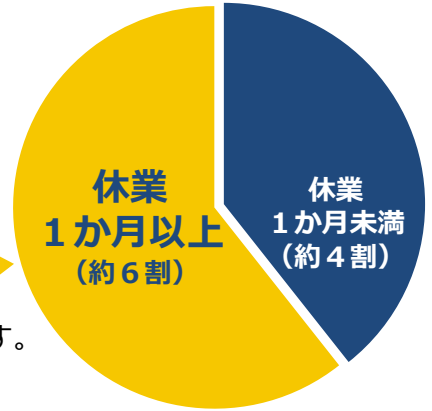
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約**3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約**6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生！

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p><主な原因></p>	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p>	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p>
<ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害発生事例

工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。

対策のポイント

- 足元に落ちた材料などは速やかに片付けることを徹底する
- 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路に物を放置しない
- 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった行動を心がける

厨房で揚げ物をパックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。

対策のポイント

- 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く
- 滑りにくい靴底の履物を着用する

空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。

対策のポイント

- 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする
- 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する
- 危険箇所には表示をして注意を促す
- 階段の昇降はゆっくりを心がける

バックヤードで商品の検品中に、呼び出しを受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩しねん挫した。

対策のポイント

- 通路に物を置かない、整理整頓する
- 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する
- 危険箇所には表示をして注意を促す

あ(A)わてない

あ(A)せらない

あ(A)などらない

転倒予防のために…えー(A)ない行動を心がけよう！

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">移動や作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ

小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。

屈曲性

屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまずきの原因になります。

重量

重すぎると足が上がりにくくなり、つまずきの原因になります。

重量バランス（前後）

つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまずきの原因になります。

つま先部の高さ

つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまずきの原因になります。



冬季は転倒災害が多発

▶ 積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◇ 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◇ 駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行きましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。



<ヒートマットの設置例>

◇ 職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒

検索

場所別 転倒災害防止対策

1

すべりやすい場所での対策

全員参加で  ゼロ災ヨシ!

- 床面を水清掃する場合など水や油を使用する場所では、床面が水や油で滑りやすくなり、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

床面の施工による対策



- 床材が損耗した箇所は、凹凸によって水たまりが出来、滑りやすくなるので、補修すること。
- 床材**を、濡れても滑りにくい材質に更新すること。また損耗しづらいよう丈夫な材質にすること。
- 掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、**排水溝**を増設すること。

掃除機の選定等による対策

- 前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入すること。
- 余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入すること。



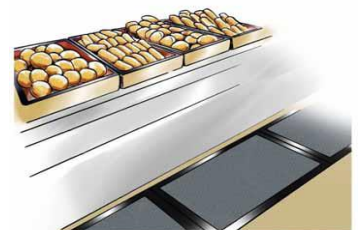
作業方法等による対策



- 転倒防止に有効**（サイズ、屈曲性、重量、つま先の高さ、フィット感）**な靴**を履くこと。
- 排水溝のフタ**等は速やかに**復旧**すること。
- 足元を確認**しながら歩行すること。

油脂等によりすべりやすい場所における対策

- 床に油脂がたまりやすい場所は**通行しない**ようすること。
- 油脂等が他の場所に流れることのないよう**遮断措置**を講じること。
- 作業場所そのものがたまりやすい場合には、**吸湿性のあるマット**を敷くなどの措置を講じること。
- 定期的に**清掃**すること。



- 転倒災害の原因の一つに安全な通路が確保されていないことが挙げられます。**整理・整頓・清潔・清掃**の**4S活動**を進め、常に**安全な通路を確保**する意識づけ（しつけ）を行うこと（**5S**）が大切です。
- 「安全な通路の確保」は労働安全衛生規則第540条、「作業場の床面におけるつまずき、すべり等の危険の除去と安全状態の保持」は同規則第544条にも定められています。

整理整頓と物の置き場所等

- 番重（コンテナ）や製品の箱等は、置き場所を定め、**通行や見通し**に支障のないようにすること。
- 包丁などの用具や工具を作業台の端部からはみ出して置かないようにすること。
- **積み上げ高さの上限**を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにすること。



特に転倒原因になりやすい物

- （カゴ）**台車類**は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、**仮置き場所を区画表示**などで指定し、通行の妨げとならないようにすること。
- 機械類の**電気コード**は、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならないように**配線**をすること。特に**可動式の機械類**の電気コードの配線に留意すること。



- コンベア類をまたぐための**渡り階段**については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な**横幅**と通行しやすい**傾斜角度**を確保すること。また、**手すり**の設置等、墜落・転落の防止措置を講ずること。

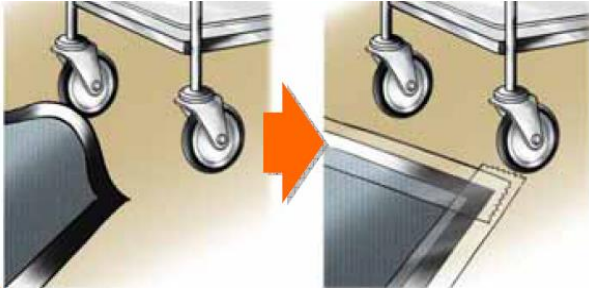


段差によるつまずき災害対策

- 段差によるつまずき災害を防止するためには、段差解消のための**三角スロープ**を設置するなど**段差そのものをなくす**こと。
- 段差解消手段として、三角スロープを設置した場合は、**スロープを黄色と黒の縞模様**に塗装し、他の床面と**明確に区別**すること。
- 段差を解消することができない場合には、段差のある箇所の**目につきやすい位置**に、「**段差注意**」などの注意喚起の**表示**をすること。



足拭きマットへの**つまずき**に**注意**しましょう。



- **足拭きマット**は油脂等を吸収してくれる反面、つまずきやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- 特に**波打った状態のマット**は、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。
- マットの周囲を**テープで固定するなど**、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の**出会い頭**に**注意**しましょう。



- スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- スイングドア自体を無くし、**自動ドアに変える**、あるいは**窓を付けて**ドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。
- 「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ**統一**のものにしましょう。また**注意喚起の表示方法等もわかり易く**統一し、守りやすいものにしましょう。

扉前の**スペース**を**確保**しましょう。



- 冷蔵庫の前やトイレなど出入口が開き戸の場合、通行者や人との接触の恐れが高くなります。
- 扉を開く面積が少なくてすむ**「引き戸」**に交換する方法がもっとも確実です。
- これらが行えない場合は、**整理整頓**をし、出入口などの扉前の**スペースを十分確保**しましょう。
- 出入口などの扉の目に入りやすい位置に、目立つように**「扉開閉注意」**、床面に**開閉面積の図示**など**注意喚起の表示**をしましょう！

階段からの**転落**に**注意**しましょう。



- 階段から転落する災害はとても多く、一向に後を絶ちません。
- 前方や足元が見えなくなるような**荷物の持ち方**をしないようにしましょう。
- 走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。

転倒予防のための点検・チェック

点検・チェックしてみましょう。

具体化

見える化

習慣化

点検・チェック項目一覧

1 各作業場所・ラインについて

- 通路、階段、出口に物を放置せず、安全な通路が確保されていますか？
- こまめに床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか？
- 安全に移動できるように十分な明るさ照度（明るい照明）が確保されていますか？
- ごみ箱や台車などが決められた場所に、決められた方法で置かれていますか？
- つまずき、すべり等転倒の危険のない状態に保持されていますか？
- 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうどよいサイズのものを選んで履かせていますか？
- ゴムマットなど床面に設置した物がめくれたり、用具が作業台からはみ出した箇所や排水溝のフタなどが開けたままで放置されていませんか？

2 安全教育の実施について

- ヒヤリハット情報などを活用し、ぬれている箇所や、階段・段差、片づけられていない場所などの転倒のおそれの高い場所などを示した危険マップを作成し、周知していますか？
- 廊下や階段を走らない、前方が見えなくなるような荷物の持ち方をしないなどの不安全行動をしないよう教育されていますか？
- 脚立やはしごに乗っての荷の取り降ろしは補助者と一緒に行わせていますか？
- ポケットに手を入れたまま歩いたり、ながら携帯や歩きスマホを禁止していますか？
- 作業者の後方を通行する場合、お声がけをするよう教育されていますか？
- ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れてますか？
- 厚生労働省の転倒災害防止用の視聴覚教材などを活用した教育を実施していますか？

3 不安全行動の撲滅について

- 事業主、安全スタッフ、責任者自ら安全行動を実践されていますか？
- 不安全行動を見つけた場合、その場で注意していますか？
- 不安全行動をしない、させないための対策を講じていますか？

4 安全意識の高揚について

- 「小走りをやめ、足元に注意して転倒災害をなくそう！」など、作業場内の目立つ場所に転倒災害防止のための「安全標語」などが掲げられていますか？
- 段差のある箇所や凹凸が生じた箇所、滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか？
- 全員が安全活動に参画していますか？

全員参加

こちらも
ご覧ください

- 職場のあんぜんサイト ⇒ STOP転倒災害プロジェクト
- 厚生労働省 転倒災害防止対策 ●エイジアクション100
- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

検索

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

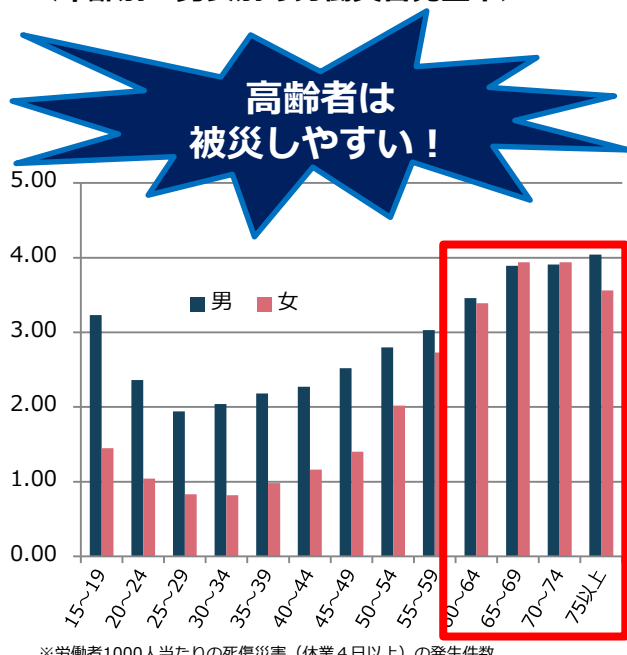
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

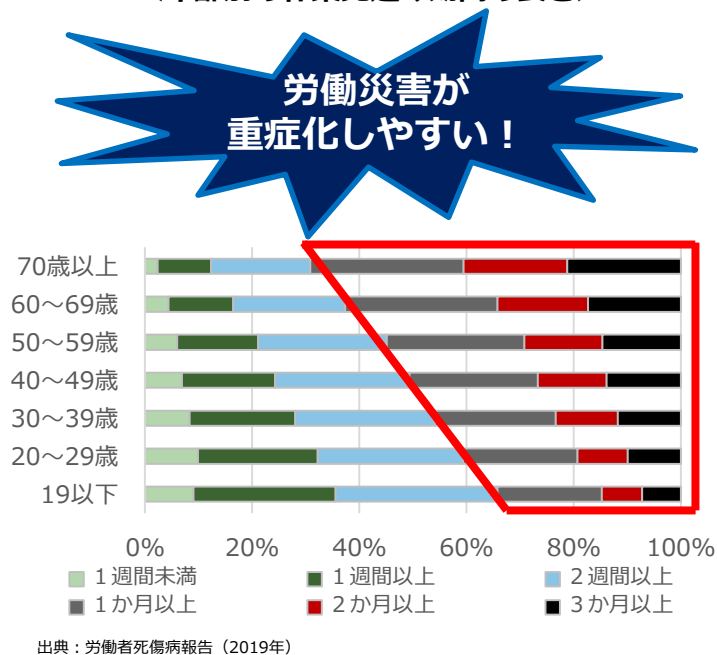
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ**高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

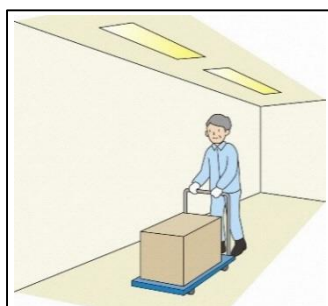


2 職場環境の改善

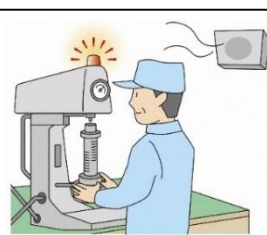
(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善を行います**

↓対策の例↓

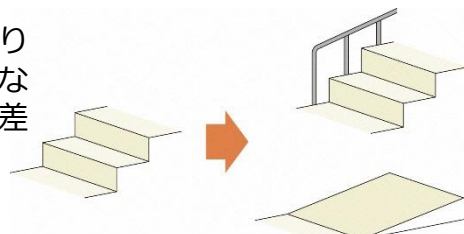


通路を含め作業場所の照度を確保する

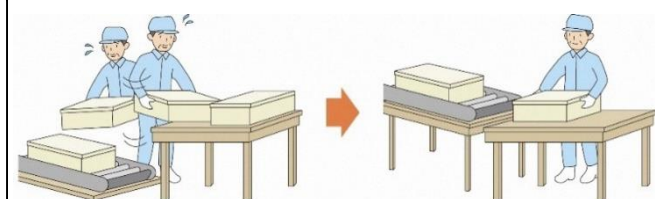


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し**作業内容等を見直します**。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価


評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

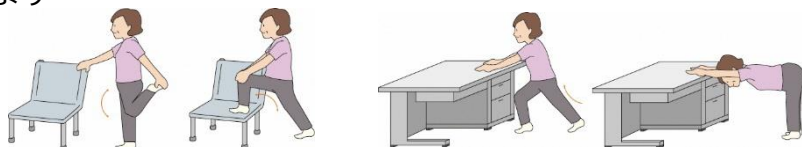
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要**です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

参考：ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら⇒
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ㊦ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
（土日祝休み）

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課 03-3452-6366
技術管理部指導課 03-3453-0464
技術管理部 03-3455-3857
教育支援課 03-3452-4981
技術管理部 03-3452-7201

（製造業、下記以外の業種関係）
（建設業関係）
（陸上貨物運送事業関係）
（林業・木材製造業関係）
（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高年齢者等の雇用問題に関すること

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

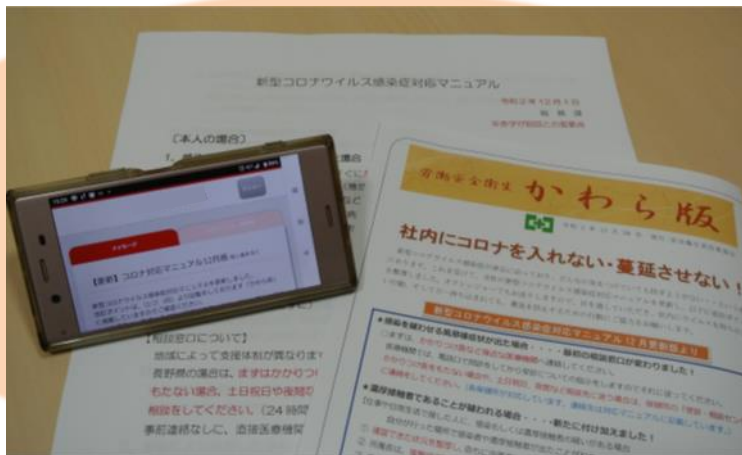
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
 - ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止 5))	
• 手洗い うがい 確実に！	• Rửa tay súc miệng chắc chắn!
• 十分とろう 睡眠は！	• Có đủ giấc ngủ!
• 毎朝検温 忘れずに！	• Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
• 人混み避けよう！マスクせよ！	• Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
• 必ず換気 休憩所！	• Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999